

相次ぐ日勤指定に抗議する 一方的な「用件」による呼び出し

各科長が出勤前、労働外時間、退出後に関係なく「〇〇用件」をかけ、一方的な「業務指示」を出している。「業務指示」とは名ばかりで、用件の内容を聞いても「行けば分かる・来れば分かる」の一方的命令だ。しかも、各科長は「用事や業務の準備がある」と断っても全く聞く耳を持たない。そもそも「業務指示」は超過勤務命令だ。超勤を命じるにはその理由と時間をあらかじめ知らせ、本人の了解を得るのが筋だ。（実際、災害時は理由を言って居残りを要請している）しかしそんな事はお構いなしで「〇〇用件」を連発している。

労働情報相談センター（旧・労政事務所）はもちろん、法律の範囲でしか見解を述べない労基署ですら「超過勤務を命じる時は、理由を言うのが常識」と言っている。本人の都合で呼び出しに応ずる事が出来ない時は、エスカレートさせ、乗務を外して日勤にまでしている。

組合員Bさんは、退出点呼で運転助役から「営業科長用件があります」と通告された。Bさんは「用件の内容は何か」と質問したが答えてもらえず、さらに「確かめてほしい」と言っても「行って聞いてくれ」という有様だ。当然Bさんは「用件」には応えられず帰宅しようとしたところ、総務科長から口頭で日勤を通告された。

組合員Aさんは、準備のため早め出勤をしたところ、出勤点呼で「指導科長用件」を通告された。ここでも運転助役は「用件」の内容は分からなかった。Aさんは当然、準備のため科長のもとには行かなかった。しかし、出勤時間になってから指導科長のもとに行っている。

AさんBさん共に「用件拒否は業務指示違反であり、事情を聞く」、を理由に次勤務を日勤に変更された。日勤では「用件の内容」よりも主に「用件拒否の理由」に時間をかけて聴取され、「用件拒否」に対する時系列等報告書を強要された。

この異常な事態に対し、新幹線地本が抗議し改善を求める申し入れをした。しかし回答は「時間外労働は就業規則に基づいており、問題ない」と回答している。これは「命令に服従」しないと日勤は当然との開きなおりだ。

超勤は、内容を具体的に伝え、本人の都合を尊重しろ！わたしたちは、一方的な「用件」と日勤指定に抗議する